

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

し尿を含むビルピット汚泥の処分の手数料を定めるため、この案を提出する。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
[略]		
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
[略]		
一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥又はビルピット汚泥(し尿を含むものに限る。))の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥又はビルピット汚泥(し尿を含むものに限る。)	[略]
	[略]	
[略]		